

令和5年度「就学援助申請」(第3次申請)のお知らせ

主に9月以降に転入された方、世帯状況の変更等により経済的に困窮する事情が生じた方が対象です

岡山市教育委員会では、公立小・中・義務教育学校へ通うお子様の就学に当たり、経済的な理由でお困りの保護者の方に必要な費用の一部を援助しています。希望する方は下記の内容により申請してください。

就学援助を受けられる場合

生活保護を受けられている方に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた場合に認定となります。

(例) 前年の世帯所得が一定以下の場合(下表をご覧ください)、児童扶養手当を受けている場合、保護者の死亡・病気・離婚・離職その他、各ご家庭の個別事情により、今年に入り収入が著しく減少した場合など。

所得による就学援助認定の目安

対象となるお子様の属する世帯全員の年間合計所得額※が下表の額を下回る場合(申請時の世帯人数により判定します)

申請時の世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
年間合計所得額	191.6万円	229.6万円	267.6万円	305.6万円	343.6万円	381.6万円
給与収入の目安	約299万円	約354万円	約402万円	約449万円	約497万円	約544万円

所得の確認方法については裏面①「所得額の見方」をご覧ください。

就学援助の内容・給付の時期

裏面②「給付の内容・時期」をご覧ください。

申請の方法

オンラインまたは郵送申請により申請ください(窓口での申請受付は行いません)。

オンライン申請の場合 ☞ 下の二次元バーコードを読み取り、掲載している入力フォームから申請してください。

郵送申請の場合 ☞ 下の送付先へ申請書その他必要書類を送付してください。

申請に必要なもの

① 申請書(オンライン申請の場合は、入力フォームとなるため不要です)

② 保護者名義の通帳のコピー(口座番号等が確認できるページ)(オンライン申請の場合は写真を添付してください)

《上記に加えて該当の方のみ》

○ 次の証書や手帳類をお持ちの方(添付書類が間に合わない方は、先に申請書を送付してください)

☞ 児童扶養手当受給者証のコピー、障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー

○ 令和5年1月1日時点で岡山市外の住所にお住まいだった方 ☞ 当時お住まいの自治体発行の令和4年中の所得証明書

申請締切(3次申請)

希望される方は、上記書類を添えて必ず下記の期日までに申請してください。

令和6年1月9日(火)

オンライン申請の場合 ☞ 当日入力送信分まで有効

郵送申請の場合 ☞ 当日消印

問い合わせ先

岡山市教育委員会事務局学校教育課 電話 086-803-1587 メール shuugaku@city.okayama.lg.jp

オンライン申請入口・送付先

★申請方法は必ずどちらか一方を選択してください。

《オンライン申請》

説明及び申請リンク先はコチラ☞

(岡山市 HP)

入力フォーム公開(12月4日)後、

指示に従い入力・送信ください。



《郵送申請》

送付先はコチラ☞

切取った枠を封筒に貼り、切手を貼って送付してください。

特定記録または簡易書留での送付をお勧めします。



700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市教育委員会 就学課 宛

